

## 西本願寺御蔵版の小本化

万波 寿子

### はじめに

江戸中期に始まる西本願寺の聖教や教学に関する書の蔵版を、御蔵版と呼ぶ。本稿では、まず明和年間の『真宗法要』開版を期とする御蔵版の確立について述べ、さらに真宗依用の聖教の蔵版を終えたとされる天保年間以降の御蔵版本の特徴とその意義について論じる。なお、引用した資料の翻刻は筆者が行い、句読点を私に付した。

### 1 『真宗法要』開版

江戸中期に至る以前にも、教団によっていくつつかの真

宗依用の聖教が開版されている。『本願寺史』第二巻<sup>①</sup>に拠ると、本願寺の仮名聖教開版の嚆矢は蓮如の文明版『信偈和讃』である。この『和讃』は天文年間に再版され、慶長四年（一五九九）にも再び出版された。その後、江戸幕府が開かれた後には、歴代の門主によって『和讃』と『御文章』の二書がいく度か開版されている。しかし、これらは日々の勤行で使用される聖教類であり、教学の為の書ではなかった。

また、漢文聖教の開版は、好学の准如門主が慶長七年に刊行した『文類聚鈔』（木製古活字印刷）がその最初とされている。しかし発行部数は僅かであったと考えられ、門主の私版的性格が強く、広く世間に流布させる目的はなかったようだ。その他、慶長二年に本願寺家臣平井休

与が刊行した易林本『節用集』など、慶長年間から元和年間にかけては数点の寺内版も刊行されており、西本願寺の寺内でいくらかの出版事業があつたことが跡づけられる。

寛永頃になると、本を商品として生産し流通させる、印刷・出版業が商業として確立し、民間で本屋業を営む者が現れるようになった。これに伴い、僧と門徒の数が多く多数の購入者が見込める真宗聖教は早い段階から市中の本屋による、いわゆる「坊刻本」が出揃う。そして、「寛永十五年の学寮の創設と教学研究の勃興は聖教開版を促し、聖教開版は教学の隆盛に資することに」<sup>2)</sup>なつたのである。

寛永期の学林創設は、江戸時代以前の聖教伝授の在り方を過去のものとし、教学を志す僧たちはこの学林に集うようになった。ここで学ぶ所化の数は年々増加したようである、江戸中期以降いよいよ活況を呈する。しかしこれは同時に、全国から集まつた学林で学ぶ所化たちを、市中に流布する坊刻の聖教の氾濫にさらす結果ともなつた。これらの坊刻本には良質の写本を版下に用いているとは言い難いものや、真偽未決のテキストも多く含まれおり、

教学の大きな妨げとなつたのである。自然、これらの坊刻聖教には注意が払われるようになり、聖教の真偽判断が盛んに試みられるようになっていった。

真宗依用の聖教目録は江戸時代以前からあつたが、ことにこの時代には多くの目録が作られている。なかでも注目されるのは、宝暦年間に作られた先啓の『浄土真宗聖教目録』、僧鎔の『真宗法彙目録及左券』、泰巖の『藏外法要救麦記』、そして僧僕の『真宗法要藏外管窺録』である。これらの目録は、「真偽判断そのものを主目的とする性格」<sup>3)</sup>を有していた。坊刻本聖教の氾濫を踏まえ、真の聖教を見極めようとしたものである。このような動きを受け、「本願寺は、本山お墨付きの『真宗法要』を出版し、お粗末な「坊刻ノ梓本」を駆逐しようとする」<sup>4)</sup>るに至るのである。

こうして明和二年（一七六五）に出版された『真宗法要』三十九部三十一冊六帙は、正統なものと判断された聖教三十九部を集めた叢書で、いわば教学における最重要テキストのひとつであった。しかし、その開版までには長い時間が費やされた。この『真宗法要』の出版過程が、西本願寺と京都本屋の間に大きな騒動を引き起こし、

その結果として、後の御蔵版の規範が定められる契機となつたのである。このことを示す資料として、龍谷大学大宮図書館には、『真宗法要開板始末』上下巻二冊<sup>⑤</sup>が保存されている。この『法要』出版に関しては、以前拙稿で触れたことがあり、<sup>⑥</sup>やや重複となる部分があるが、御蔵版の嚆矢たる『真宗法要』出版過程を見ていくことで、御蔵版の特殊な性格を確認したい。

『真宗法要』開版に向けて、宝曆九年（一七五九）八月、西本願寺家臣嶋村勝之進は奉行所に出版を願ひ出る。

口上覚

開山親鸞聖人并本山御先祖之直作之聖教類、數多是迄書林ニ致板行売買候。併、誤多宗意ニ不叶義共有之、及末世宗意心得違有之候てハ數ヶ敷御座候二付、<sup>①</sup> 本山什物之聖教之通相改、本山蔵板被致置、当末寺二限願望之者へは指免、他末流又ハ俗人ハ一切差免不申、開山伝來之宗意、無相違相守候様致度御門主御志願御座候。依之右之段、御届被仰入候。尤、前々より開山御製作之和讃等蔵板在之、末寺門下へ被差免候処、書林ニも致板行売買候え共、自本山差留不申候。<sup>②</sup> 此度之蔵板之儀も、書林方ニて是迄之

通二致売買候儀は、相構不申候間、此段御聞届被成被下候様、宜敷御沙汰可被下候。以上。

本願寺御門跡内

嶋村勝之進

八月廿一日

小林伊予守様

松前筑前守様

御役人衆中

（傍線筆者）

まず傍線部<sup>①</sup>で、本山什物の聖教によつて校合した本を「本山蔵版」として版株を新規に作成するとし、本の流通先は西本願寺の末寺に限り、申請をしたものに限つて下付し、同じ浄土真宗でも他派の者や俗人には「一切差免不申」ということを企図している。これは、官許を受けた本屋仲間に属する本屋を通して、広く一般に向けて本を出版するという当時の出版事情から全く逸脱している強引なやり方である。そして<sup>②</sup>では、本山蔵版の新たな版株ができて、「書林方ニて是迄之通二致売買候儀は、相構不申候」と、今まで出版され流布している坊刻本はそのままでもよいとしている。この見解には、一見本

屋の既得權益に配慮したように見せながらも、自らの出版事業を既存の本屋業界から隔絶したものとみなす態度も窺える。これらの態度は、幕府の統制を待みに出版物の重版に神経をとがらせていた本屋の猛烈な反発を招き、交渉は難航した。

宝暦十年三月、本屋行事は「御出板之節二至り御願申上候ては、猶更御許容之程難斗奉存候二付、乍恐幾度も御願申上候」と、西本願寺が本屋仲間を通さずに版木を作り、出版に踏み切るのではと危惧している。そして、すべて西本願寺の望み通りにするのでどうか版木の作成は本屋に任せてほしいと願っている。しかし西本願寺は妥協することなく、この後宝暦十二年末頃には独自の版木の作成をほとんど終えていたようである。奉行所から提案があり、本願寺家臣立ち会いのもとで版木に封印をして無断出版を一切禁止させるから、版木を本屋に下げ渡すようにと勧められたが、西本願寺は返答を延引した末に、この提案の受諾を拒否している。西本願寺が頑なに調停を拒んだ理由は、『真宗法要開板始末』には書かれていない。しかし、西本願寺にとって版木を本屋に渡すことはどうしても受け入れ難かったようである。

事態は停滞したが、本屋仲間の追訴に押され、宝暦十三年七月五日、奉行所がさらに提案を出した。奉行所に呼び出された西本願寺家臣嶋村勝之進は、与力から奉行である松前筑前守に面会するよう言われている。面会し、話し合った後、与力より別紙を受け取った。

#### 別紙写

（前略）依之今一応御内々左之通得御意候。右聖教七十部之内、三十部之御写本八書林共へ御下ケ可被成旨、先達被仰聞候。然ル処、残四十部余之板行御出来之方、一部之内板木壹枚宛此度御役所へ被差出候ハ、其板木を御役所より本屋行事共へ相渡置、残ル板木は御蔵板二被成置、其余ハ先達て被相尋候通二御心得被成候ハ、其御方々被仰立も相立、重板之筋も相立可申。仍いつれ共早々御存寄御申聞可被成候事。

七月五日

蔵版の予定のある四十部余りの聖教で、版木ができているものは一部につき版木一枚ずつ抜き取って、西本願寺から奉行所が預かる。そして、その版木を奉行所から本屋へ渡す。（これは本屋仲間の慣例に従った、重版が行

われた際に先版を持つ者への配慮として行われる留板にあたる。そして、残りの版木は西本願寺が蔵版する。こうすれば、版木の引き渡し先を直接本屋としないことで、強硬な姿勢を貫いていた西本願寺の面目が立つと同時に、本屋仲間の慣例に従った重版の扱いを遵守することで、本屋側としては無断出版の先例とすることを避けられる。この提案について双方急いで意見をまとめるように、というものであった。これを受けて西本願寺は、ついに承諾する旨の返答を出す。最初に蔵版の伺いを立ててから四年で、ようやく事態は打開した。

西本願寺にとつて、『真宗法要』の出版で掲げた目標は、依用の聖教を正しくして宗意を守る事であった。同時に、そこには問題のある坊刻本を生み出し続ける本屋との決別が計画されていた。この困難な課題を解決すべく、四年もの歳月をかけた結果、奉行所が両者の緩衝となつて、留板がわりに版木の一部を一旦奉行所が預かるという特殊な形となつたのだつた。西本願寺が奉行所へ留板を渡し、奉行所から本屋へ交付する。残りは西本願寺が所蔵する。出版に際しては、本屋が西本願寺より残りの版木を借り受けた上で依頼した部数のみ印刷、製本して、西

本願寺に納品した。その対価として本屋は西本願寺より手間賃を受け取るのである。特殊な出版のケースであるため、増刷があるたびに、その旨は京都本屋仲間の記録に付けられたようだ。『京都書林仲間上組濟帳標目』の記述からそのことが窺える。<sup>7)</sup>

宝暦十三年七月以後は細かな取り決めがなされ、翌々年の明和二年（一七六五）七月、御蔵版の嚆矢である『真宗法要』が刊行された。これ以後、西本願寺は重要な聖教を次々に御蔵版にしていく。その一方で、『法要』開版に向けて本屋仲間との交渉に長い歳月を要した西本願寺は、聖教の出版や坊刻本の監視に本屋の協力が必要なことを痛感させられた。本屋無しでは出版できないばかりか、重版などのトラブルが起こつた際にも対応が遅れたり交渉が難航したりと不都合が多く、本屋との協調は、以後の西本願寺の蔵版事業にとつて不可欠なものとなつていく。例えば、安永年間に『教行信証』坊刻本を買い上げ御蔵版とした時は、寺内町の本屋吉野屋為八に交渉を進めさせて、『教行信証』三種（寛永版、明暦版、寛文版）のうち、明暦版を入手するに至っている。また、東本願寺が寛永版を蔵版したため坊刻本は寛文版のみとな

つたが、これを同じ吉野屋を通じて御抱版とし、本屋の一存で本文を改変できないようにした。<sup>8)</sup> 天明の大火で寺内町に店を移した老舗の本屋永田調兵衛とも繋がりを深め、文化年間には、「御蔵版支配人」として永田の名が西本願寺の出版関係資料に散見されるようになり、『法要』をはじめ御蔵版の聖教の管理や、坊刻本とのトラブルの交渉にあたらせていたことが知られる。

こうして、天保九年（一八三八）に小本章譜『正信偈和讃』が御蔵版となったことを以て、西本願寺の御蔵版は一応終わったと考えられる。<sup>9)</sup> 天保十一年（一八四〇）五月、西本願寺から全国に達せられた「御本尊御名号類外、御蔵板物之儀達書」には、『真宗法要』をはじめとして、本山免物として認められた聖教を列挙し、これ以外の聖教を用いないよう戒めている。

## 2 小型化する御蔵版本

しかし厳密には、天保十一年以降も御蔵版本はいくつか開版されている。そのうち『御文章』や『正信偈和讃』など、門徒も日々の勤行のために所持するものは別とし

ても、学僧が使用する教学に関する聖教もまた、これ以降に新しく開版されている。

天保年間以降、開版された御蔵版本でよく知られているものには、『校補真宗法要典拠』がある。これは『真宗法要』の故事・引文などを注釈した書で、もともと石見の仰誓の嗣履善が文政元年に刊行していた『真宗法要典拠』十巻を、嘉永四年（一八五二）二月、碩学の僧、近江の覚成寺超然らが山命をうけて校訂増補し、宗祖六百回忌の記念事業の一環として安政三年（一八五六）頃に開版した、三十一巻という大部の本である。

『真宗法要典拠』弘通の次第を記した『真宗法要典拠 御弘通之留』<sup>10)</sup>は、御蔵版本である『典拠』の下付について詳述している。例えば、

典拠 美濃紙摺 初七帙

十一月十三日

一 初帙帙

福田寺殿江

右は同書序文御認二付、為御褒美被遣候。

安政四年丁巳年十二月三日

一 初六帙 美濃紙摺

右は御用僧教宗寺江相渡、募縁二付濃州正聚房江  
差下候事。

美濃紙に摺った初刷りの『典拠』七帙のうち、序文を  
寄せた福田寺へ一帙、御用僧教宗寺から美濃の正聚房こ  
と専精寺僧純へ六帙下付されている。僧純は『典拠』の  
開版資金を募財によつて集めた僧である。諸国を巡つて  
募縁活動に努めたことを誇る意味で下付されたものであ  
らう。

次に掲げるのは、同じ資料の慶応二年（一八六六）の  
決算の項である。

出高

老帙 罷下

三帙 上納銀貳百拾匁

内三匁分銀引。

永田願

二帙 同百四十匁

内四匁、永田へ被下。

差引

銀三百四十三匁

片山調兵衛取替之内へ相渡。

右計算相違無御座候。

御蔵板懸り

岩尾

求馬

本屋である永田の名前が見えており、本屋も冥加銀（冥  
加金とも）と引き替えに御蔵版本の下付を受けている。  
永田調兵衛ら本山と関係の深い本屋も御蔵版本弘通の重  
要な窓口であつた。また、差し引いて残つた金額を「片  
山調兵衛取替之内へ相渡」とある。片山調兵衛は西本願  
寺の御用商人鍵屋長兵衛のことと考えられ、『典拠』の開  
版資金を鍵屋が立て替えていた分を、ここで支払ってい  
ることがわかる。西本願寺の財政は文政年間には最悪の  
状況を呈し、天保の財政改革で危機を脱したものの、こ  
の頃も低迷を続けており、出版資金は僧純らを中心とし  
た募縁活動と御用商人の立て替えによつて支えられてい  
た。

ところで、この『典拠』開版と連続して、もうひとつ  
の御蔵版本の開版計画が進められていた。小本<sup>(1)</sup>『六要鈔』  
である。『六要鈔』とは、南北朝時代の教学者存覚が著し  
た『教行信証』の最初の注釈書であり、すでに安永年間

に御蔵版として備わっていた。それが、安政年間に小本として再度開版されたのである。龍谷大学大宮図書館が所蔵する仮綴の写本『小本六要鈔御上木』一冊には、この再版に関わる記録が残されている。冒頭部分には、安政四年十二月七日に「一 小本六要抄上木之義二付、正聚房、南溪等江御用被仰付之義、右之通教宗寺より伺出」とあり、安政四年（一八五七）、本山が小本『六要鈔』開版を正聚房僧純や勸学南溪に命じていることがわかる。

この小本『六要鈔』開版にあたっては、『典拠』の際と同様、やはり資金収集に苦労したようだ。次に掲げるのは、安政五年（一八五八）正月の、御用僧が本山の諮問に対する回答文書を控えたと考えられる記事である。

正月六日御用僧第二番帳

一 六要鈔御新刻御入用御成書御下知之通御時節柄二付、募縁心配可致御尤二候。就ては、精々骨折可申候得共、御承知之通典拠募縁相洪候故、一時二難懸、何れ二も片山長右衛門取替無之ては難相成、典拠一条二付ても、最早五六拾両も同人取替二相成候哉二相聞江候。就ては、此間同人江示談仕候処、御蔵成之事故、六要鈔御新刻御入用も取替可

申段、承知仕候得共、何卒取替候分御返金二相成候迄は、典拠并二六要鈔募縁は勿論是迄通、尚又典拠・六要鈔共仮令御殿江願候分之金子も取替丈は、御下ケ被下度申出候。依之勘考仕候処、典拠御殿虎之間江願出候分、片山長右衛門江御振向、同人印紙にて御下ケ御座候手續可致哉。六要鈔御新刻御出来之上も同様被仰付候ハ、同人取替方扶相成可申、且は御備金之一助二も相成可申。乍併、御差支候儀も御座候ハ、右は差置、何分銀主長右衛門意得仕候様、御手續御納戸江勘考被仰付度、勿論、其内募縁は成丈心配仕可申、此段奉伺候事。

『六要鈔』開版にあたり、天保年間の財政改革も過去のものとなりつつあり、世上も騒がしい時節柄、募縁で資金が集まるか心配している本山に対し、『真宗法要典拠』の募縁でさえなかなか集まらなかつたので、一時にすべてを集める事は難しく、やはり片山長右衛門こと鍵屋長兵衛の立て替えをあてにしなければならぬと述べている。鍵屋にはすでに『典拠』開版で五、六十両も負担させているにも関わらず、僧純ら御用僧たちは鍵屋との交



渉の結果、『六要鈔』開版資金も立て替えてもらうこととした。鍵屋はさらに、立て替え分が回収されるまでは募縁はこれまで通り行つた上で、これら『典拠』および『六要鈔』の資金のうち、僧純らが別に本山の御殿へ申請した分も立て替えようと申し出た。僧純らは本山の虎之間に納める『典拠』を鍵屋に下付して立て替え分の代わりとするようにし、『六要鈔』が開版された時も同様にしてはどうかと本山に提案し、一方で自分たちは募縁に努めるとしている。この文言に続いて、朱書きで本山の対応が書き留められている。

右伺左之通、御納戸より片山長兵衛被為申達置候事。

片山長兵衛

### 真宗法要典拠

#### 六要鈔

右願人、冥加難御頼申候二付、取扱心得方左之通。

- 一 願人、虎之間被罷出候ハ、其方江冥加金相納御預ケ手形取請、右手形を以可罷出旨申聞差遣し候間、右冥加銀願人より請取候御預り手形願人江相渡、虎之間被為差出可申候事。
- 一 右御聖教御仕立等、都て御入用費有之節ハ、御

納戸より帳面を以可申遣候間、其節々相納可申候事。

一 右御本仕込二付、職方江御用代、六季毎々御払之節、前同断可申遣候間、是又相納可申候事。

一 右出入、半季毎二致斗算、尤出方相納候分手形を以命勘定、残り御預り冥加銀、手形引替二御納戸江相納可申事。

一 六要鈔新板御彫刻二付、募縁銀御納戸より帳面二相記、其方江相下ケ可申候。尤、御入費之節々、御納戸より帳面を以可申遣候間、其節々相納可申候。右出入半季毎々可致斗算候事。

正月廿九日 下知

鍵屋長兵衛には、下付されるべき本の対価としての冥加金を御用僧らに預けて手形を受け取り、その手形を虎之間へ提出するよう指示している。また、開版費用はその都度必要な分を御納戸から連絡するので、御用僧はその時毎に預かった冥加金を御納戸に納めるようにすること、製本を担う職人たちの給金は二ヶ月毎に支払うから、同じく御用僧はその額を納めること、給金のための出金は半年に一度精算の上、残額の冥加銀を手形と引き替え

に御納戸に納めること、『六要鈔』開版のため門徒より広く募った募縁金は御納戸で帳面に記してから御用僧に預けるが、必要なときは御納戸より連絡し、必要な額を納めるようにする。その出納は半年に一度精算することなどが決められたようだ。

これを見る限り、『六要鈔』開版は、先の『校補真宗法要典拠』開版と一具の体裁で準備が行われたようである。先の『典拠』開版にて募縁に活躍した僧純を中心とし再度募縁で資金を集め、不足分は御用商人鍵屋に立て替えさせようとしている。宗祖六百回忌の記念事業としての『典拠』でさえなかなか資金が集まらないにも関わらず、ほぼ連続してすでに出版されている『六要鈔』を小本で再び開版することが、単なる再版にとどまらない重みを持つものであることがうかがえるのである。

『小本六要鈔御上木』によると、西本願寺が所蔵している存覚真筆の『六要鈔』を僧純らが閲覧した上で、この「本廟所伝存覚師親筆本」を「原本」と称し、「坊間刻慈観僧都伝写本」を「古本」と呼んで、この二本を以て本文を校合し、『典拠』と同じ桐葉唐草の空押模様表紙を用いて装訂し、万延元年（一八六〇）頃開版の運びとな

った。

この小本『六要鈔』の他にも、天保年間から幕末にかけて小本として再刻された御蔵版本が存在する。天保八年（一八三七）刊『教行信証』である。また、『真宗法要』も小本で開版する計画があった。ただし、後者については安政二年（一八五五）から一年以上、奉行所や本屋と交渉を進めたにもかかわらず、「先達て御届被仰入候小本真宗法要新刻之義、当節御手許差集候儀有之、暫御延引二相成候<sup>(12)</sup>」と、西本願寺から延期を申し出ており、結局は開版されなかった。

『六要鈔』や『教行信証』を小本として開版した理由は、ひとえに便利であったということに尽きるようである。『六要鈔上木一件』には、『六要鈔』の開版にあたって僧純らが奉行所に提出した口上書の中に、

当本山宗教之内、六要鈔と申候明曆年中開板之書籍、御蔵板にて従来御弘通御座候処、諸国御末寺旅行等之砌、大本にては不便利二付、別紙雛形之通致小本、御彫刻被成度思召候間、此断御届被仰入候条、宜敷御沙汰可被下候。

とあり、『六要鈔』はこれまでは大本だったが、諸国諸

寺を旅するのに不便であるので、小本を作るのだと説明している。これに先立つ天保八年刊小本『教行信証』も、安芸の学徒悟澄が携帯に便利なよう小本で開版した安芸本『教行信証』に刺激を受けて、御蔵版である明暦本を小本として再版したものだ<sup>(13)</sup>。小本『真宗法要』に関する記録にも、開版に向けて安政二年八月に奉行書に出した口上書の趣意書として、

御口状書趣意左之通

当本山宗教之内、真宗法要全部六帙卅一卷大本、宝暦十三年公儀御届済之上、従来御門末江御弘通被成候所、今般為旅行便利、小本彫刻二成度、尤小本出来之上、可差上候得とも此段 御容置被下度、御届被仰入候。<sup>(14)</sup>

とし、ここでも「旅行便利」の為に小本にすることが述べられている。

持ち運び上の利便性が重視された背景には、教学の在り方の変化があるように思われる。『本願寺史』に拠ると、文化三年（一八〇六）の幕府による裁断で三業惑乱が「在野の学者の勝利に終わった結果、従来学林に集中していた宗学の権威は、地方に分散し、各地の学者が、互いに

安心の正邪を精究して特色ある学説をもって門下を育成したので、学派が形成されるようになった。いわば、かつての中央集権的な学風に代わって、学界は地方分権的傾向を呈するに至ったわけで、多数の学派がそれぞれ英才を輩出して討論研究した」結果、「学林は宗侶の養成という本来の機能を失い、地方私塾において錬成された学業成果の発表機関と化する傾向を呈してきた<sup>(15)</sup>」。そもそも『校補真宗法要典拠』は、『本願寺史』に拠れば『真宗法要』開版後間もなく豊後の靈範が『法要』の故事・引文等を注釈したものを原形とし、その後石見の仰誓によって増補されたものが嗣履善に託されたのであり、『真宗法要』を学ぶには便利な書であったので書写する者が多く広く普及し、さらに豊後の大慶がこれを補足し、履善が文化八年（一八一二）に十巻の書とした後に文政元年に開版したという<sup>(16)</sup>。つまり、『典拠』は往古より伝えられてきた聖典というわけではない。いわば、本山に限らず諸国の学僧らの向学の念によって次々に増補され、整えられていった本であった。その後東本願寺から『真宗仮名聖教関典録』十三巻という、東本願寺御蔵版の『真宗仮名聖教』の字句・故事等を述べた本が出版されたこ

とも刺激となって、西本願寺も御蔵版本として開版するに至ったのである。それに先だつては小本『教行信証』の開版があり、『典拠』とほぼ同時期に小本『真宗法要』開版が計画され、小本『六要鈔』が刊行された。この時期、かかる教学上重要な書の開版状況は、先の引用に述べられているような教学における学問形態の変化を視野に入れて理解すべきものと思われる。<sup>17)</sup>

天保年間以前の教学に関する御蔵版本で、冊子型のものは大本であった。一般に、大本は威儀をただした本といった印象を与え、大きな施設で大切に保存されるのにふさわしい装訂である。大勢の前で読み聞かせるのにも適している。一方、小本は個人が携帯するのに最適である。持ち運びに至便で、手のひらに乗せて読むことが可能であるから見台や机などは無くてもよい。大切に蔵に納められ保存される本というよりは、学僧ひとりひとり日が日常的に参照し、読むことを目的とした本であろう。この時期の御蔵版本が小型化したのは、学林での講義に重きが置かれず、地方の学僧たちが自主的に学びつつ、交流するという教学の在り方に適した形であったためと考えられるのである。

『真宗法要開版始末』には、西本願寺が『真宗法要』を開版する目的は「開山親鸞聖人并本山御先祖之直作之聖教類、数多是迄書林二致板行売買候。併、誤多宗意二不叶義共有之。及末世宗意心得違有之候てハ歎ケ敷御座候」とあつた。すなわち、誤つた聖教の流布を危惧し、正しい聖教を本山の管理下に置こうとしたのである。權威の中心が本山および学林であり、そこから威儀をただして御蔵版本が下付されるという状況では、正しい本文を大本の形で下付していれば十分であつた。しかし、学問の場が地方に移り、学派を形成して交流するようになってからは、本文の正確性や權威性が保証されているだけでは不十分となり、より簡便なものが強く求められた。

『教行信証』以下教学上最も重要な書は、校訂作業を経た權威ある本文であるということに加えて、利便性に優れた形態を備えた本として再度開版されるための需要が高まつたのだと考えられる。

『校補真宗法要典拠』の募縁活動や『六要鈔』の校合に携わった人物が、僧純であるということも示唆的である。僧純は、西本願寺の天保の財政改革では募縁活動において活躍し、文政末年には六十万両に達したという財

政危機からの脱出を体験した僧である。門徒と心を通わせることに優れた僧であったようで、大きな非常に反響を呼び現在もお統編が作られている勸化本『妙好人伝』を編集、出版しており、他にも『高祖聖人皇都靈跡志』や『親鸞聖人靈瑞編』、『仏説孝子経和解』など数々の勸化本を著している近世後期の中でも指折りの勸化僧であった。『六要鈔』の校合の他、時の門主広如の命を受けて角坊別院の地を親鸞往生の地として調査・報告するなど学力も確かで、他の学僧らとも交流があった。彼は諸国の門徒や学僧たち、時の門主広如とも交流を持っていた、いわば地方と本山両方の動向を直に知っており、なおかつ本山の信頼が篤い僧であった。僧純が『典拠』や小本『六要鈔』開版に関わったのは単なる偶然ではないと思える。彼の御蔵版への関わりは、『妙好人伝』研究とあわせて今後慎重に検討されるべきであるが、今はひとまず措く。

## おわりに

西本願寺御蔵版の嚆矢は、明和二年の『真宗法要』で

ある。『法要』開版の目的は、偽書がまかりとおり、内容にも誤りが多い坊刻本を排除し、正当な真宗聖教を蔵版することで教団内に流布させることであった。既得權益をもつ本屋との交渉は難航したものの、版木を所蔵することに成功し、天保年間には『法要』収録の聖教以外も御蔵版として、本山から末寺へ下付するという方法で流布させた。『法要』で掲げた目的は達成されたといえよう。

一方、天保年間に以降に新たに開版された御蔵版本もある。安政年間に刊行された『校補真宗法要典拠』は教学に欠かせない本であった。それに先立ってすでに大本で御蔵版として備わっている『教行信証』を、天保年間に小本として再度開版している。さらに、小本『真宗法要』開版は計画半ばで中止になってしまったが、『典拠』と連続して開版計画が進められた小本『六要鈔』が刊行されている。

これは、三業惑乱以降、それまで教学の中心であった学林が権威を失った結果、地方での学問が盛んとなり、各地で学派や数々の私塾が形成されていたことと関係があると推測できる。小本であれば手軽にどこにでも持つて行くことができるから、地方で私塾などに通ったり、

他の学僧らと交流を持ちながら学ぶことや、個人的に学習することができる。つまり、この時期の学僧らにとつて携帯に便利なのは大変なメリツトであつた。

ここで求められている御蔵版の特性は、内容そのものではなく小本という形態にある。内容のみに着目するならば、これらの開版は大きな意味を持たない。しかし、地方での教学研鑽が隆盛である時期に、財政難にさらされながらも『教行信証』など教学上最も重要な聖教を小本で再度開版したことには重みがある。地方の学僧たちの向学心がこれらの小本を生み出したと思われるからである。天保年間で終わるとされる御蔵版であるが、それ以降に再度刊行された本にも、確かな価値を認めてよいのではないだろうか。

【注】

- (1) 本願寺史料研究所編『本願寺史』第二卷（浄土真宗本願寺派宗務所 一九六八年三月）四一六頁
- (2) 浅井了宗「真宗聖教の開版と本願寺蔵版の成立過程」『龍谷大学論集』第三七七号 一九六四年九月

- (3) 引野亨輔著『近世宗教世界における普遍と特殊―真宗信仰を素材として―』（法蔵館 二〇〇七年十月）九六頁
- (4) 同前書

- (5) 『真宗法要開版始末』写本、上下二冊。龍谷大学大宮図書館所蔵

- (6) 拙稿「永田調兵衛と西本願寺御蔵版」（楠元六男編『江戸文学からの架橋―茶・書・美術・仏教―』収載 竹林舎 二〇〇九年七月）

- (7) 『済帳標目』には、例えば文化十年の記録として「一西本願寺御聖教摺立有之候事」など、『真宗法要』増刷に関する記載が散見される。当該資料は京都の本屋仲間記録の標目で、元はより詳細な記録があつたものと考えられる。『済帳標目』については、宗政五十緒・朝倉治彦編『京都書林行上組諸證文標目 附他国版売添章證文帳及板木株目録』（ゆまに書房 一九七七年）を参照した。

- (8) 寛文版『教行信証』については、寺内町に住む吉野屋に相版させることで改変を防ごうとしたが、吉野屋は当主が幼少であることを理由にこれを辞退したため、寛文版を所持していた本屋に勝手に本文を変更しないよう証文をとつて御抱版とした。

- (9) 前掲書『本願寺史』第二卷 四三三頁
- (10) 『真宗法要典拠御弘通之留』写本、一冊。龍谷大学大宮図書館所蔵。
- (11) 実際の大きさは、小本より中本に近い。小本『教行信証』も同様である。
- (12) 『小本真宗法要上木一件記録』写本、一冊。龍谷大学大宮図書館所蔵。
- (13) 安芸本『教行信証』については、中井玄道著『教行信証付録』（仏教大学出版部 一九二〇年刊）に詳しい。
- (14) 前掲書『小本真宗法要上木一件記録』
- (15) 前掲書『本願寺史』第二卷 四〇四〜四〇八頁
- (16) 同前書 四三三〜四三五頁
- (17) 『校補真宗法要典拠』には、大本のもの他に半紙本のものが存在する。大本同様の表紙を用いており版木も同一である（ただし、後刷りのようである）。詳細は不明ながら、後に『典拠』も版木はそのままに小型化したことが窺える。